



危険なマイナンバーが運用開始!

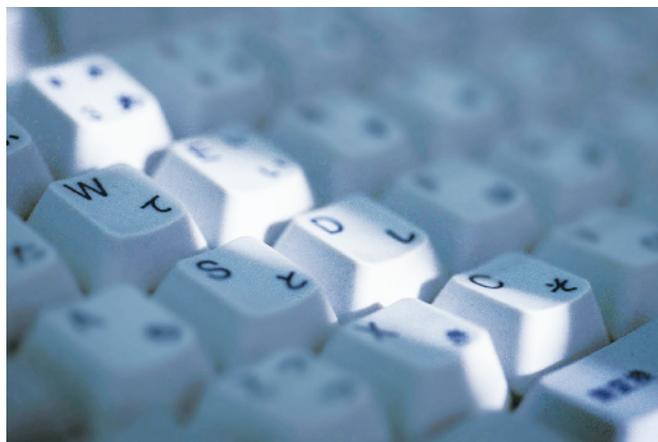
今月5日から、全国のご家庭へ向け「通知カード」の配布が始まりました。

これは、住民登録されているすべての人(在留外国人含む)に付けられる

12ケタの個人番号を「通知」するものです。

しかし現在、この新しい番号制度の内容を、全市民が確実に理解しているとは到底言えません。

わたくし伊地智恭子は、6月に引き続き9月の定例会でもこの問題を取り上げました。



●「あぶない」マイナンバーは憲法違反?

マイナンバー制度の問題点は、納税者番号として「他者に見せるもの」であるという制度設計そのものです。年末調整や確定申告の際、自分(+扶養家族)の個人番号を事業者へ提出するということは、否応なしに自己情報のコントロール権を手離すことを意味します。

事業者(庶務、経理担当者など)から税務署へと渡っていくうちに、もしも特定個人情報(マイナンバー)が漏洩したら、どの時点で誰が漏らしたかを市民がどうやって突き止められますか。その事業者が倒産した場合、悪質業者であった場合に、マイナンバーがどう扱われるかを誰が保証してくれますか。事業者へマイナンバーを提出する時は、必ず住所氏名とセットです。将来、銀行口座や健康保険証、年金番号、クレジットカードなどと連携させて使うようになれば、大切な個人情報が芽づる式に奪われる危険が生じます。

・マイナンバー制度は、憲法に保障された人格権の一内容であるプライバシー権、自己情報コントロール権を侵害します。

・この中央集権的なシステム運用においては、地方自治の権利も損なわれます。自治体は、住民の情報を独自の判断と権限で守ることができません。

・「税と社会保障と災害対策」のみに用途が限定されているというのは嘘です。番号法19条12号、施行令26条により、刑事事件捜査や公益上の理由があれば、警察や公安機関への

特定個人情報の提供・利用が認められています。しかも、その際に個人がその事実を知ることはできません。

多摩市でも混乱を予想して、専用のコールセンターを市の予算で開設しました。また『たま広報』の特集記事や市民説明会などで、制度の周知徹底をはかっています。しかしその説明も、議会での答弁(次ページ参照)同様に政府広報の域を出ないものでした。残念ながら、多摩市は私たち市民の情報を本気で守ってはくれないのです。

<マイナンバー>

来年1月から「社会保障」「税」「災害対策」に関わる行政手続きで必要となる個人番号の通称。まず紙製の「通知カード」に番号が印字され、世帯単位で国内の全住民に配布されます。

このとき「個人番号カード申請書」が同封されていて、自分の顔写真を添えて申請すると、ICチップを搭載した「個人番号カード」が初期費用無料で作成できます。

※給与や報酬の支払いが発生する全ての法人(会社組織の他、任意団体も含む)には13ケタの法人番号が振られます。